

各位

一般社団法人岩手県建築士事務所協会

## 平成28年度「適合証明技術者登録講習会」開催及び技術者登録申請の受付について

※平成28年度は「既存住宅現況検査技術者」講習を同日開催！

7月12日（火）より受講申込書受付を行いません。

[適合証明技術者登録制度]について

この制度は、住宅金融支援機構のフラット35(中古住宅)、リ・ユース住宅及びリフォーム融資希望者等の依頼に基づき、自らが物件検査(書類審査及び現地調査)を行い融資希望物件が住宅金融支援機構の定める技術基準への適合性を確認する業務を行うことのできる適合証明技術者を登録する制度です。適合証明技術者として登録を受けるためには、登録講習会を受講する必要があります。

「既存住宅現況検査技術者」について

平成25年、国土交通省により「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に準拠した内容として、既存住宅現況検査の適正な実施、検査の内容・手順、サービス提供時の留意事項、関係法令に関する知識等を身に付けていただくために講習を実施いたします。

適合証明技術者の講習・登録を前提として、既存住宅現況検査技術者の講習・登録を併せて実施することになりました。両制度の登録を希望される方にとって単独で別々に受けるよりも時間・費用が節約できますので、是非この機会に講習・登録を受けられることをお勧めいたします。(両講習ともDVD映像による講義)

この講習は受講申込と同時に「適合証明技術者登録申請書」を提出していただくこととしております。受講終了後「適合証明技術者登録証明書」を交付いたします。

既存住宅現況検査技術者(希望者)は、住宅瑕疵担保責任保険協会において考査を採点后、合格者は同保険協会のホームページにて公開するとともに、登録証(カード)が発行されます。

### 登録講習会について

#### ○ 受講資格

##### ・適合証明技術者

「適合証明技術者」として調査判定等業務を行う登録予定建築士(建築士法第23条の3に基づき建築士事務所登録をしている建築士事務所に所属する1級建築士、2級建築士及び木造建築士のうち更新登録または新規登録を希望する者で、「講習会」を必ず受講する意志のある建築士。)※1社複数の建築士登録も可

##### ・既存住宅現況検査技術者

適合証明技術者の新規・更新登録をする登録予定建築士で「適合証明技術者業務講習」を受講されることを前提に、既存住宅現況検査技術者の講習・登録を希望される方

#### ○ 講習日時・場所

平成28年8月25日(木) 会場 北上市文化交流センター さくらホール

平成28年9月1日(木) 会場 いわて県民情報交流センター アイーナ

開始 9:30 適合証明技術者講習 終了 14:20(予定) 既存住宅現況検査技術者講習 終了 17:30(予定)

## ○ 登録及び講習受講に要する費用

・適合証明技術者登録

受講料 9,154 円(税込)

登録料 11,880 円(税込)

テキスト(平成 28 年度改定版) 4,989 円(税込)

計 26,023円(税込)

※登録標識についてはご希望方へ 1,851 円(税込)で販売いたします。

・既存住宅現況検査技術者も受ける場合

受講料・登録料(テキスト代込)費用 16,853 円(税込)

両制度講習計 42,876円(税込)

※既存住宅現況検査技術者のみ講習・登録は受けられませんが、単独で受講するより費用 9,000 円お得になります。

## ○ 受付期間

平成28年7月12日(火)～7月25日(月)まで

受付にあたり申請書、受講申込書の配布を行っております。ご希望の方は直接いらしていただくか、電話、FAX等でお申込み下さい。記入方法記載文書同封の書類一式を郵送いたします。(送料無料)

※平成26年度に受講、修了された方には講習案内及び申込書を別途郵送いたしますので、ご確認うえ更新手続きをお願いいたします。

(一社)岩手県建築士事務所協会 盛岡市名須川町18-16 建築会館

電話 019-651-0781 FAX 019-651-8677

受講申込時に提出いただく登録申請書に必要な書類等は次のとおりとなりますので、ご準備をお願いします。

- ・建築士事務所登録通知書の写し
- ・登録予定建築士の建築士免許証の写し
- ・登録予定建築士の写真3枚※既存住宅現況検査技術者登録も併せての場合は5枚  
無帽、無背景、正面(胸部より上部分)を写した**カラー証明写真**(縦3.0cm、横2.4cm)  
平成28年4月以降撮影したもの〔白黒不可。デジカメプリント写真可。スナップ写真不可〕
- ・運転免許証等本人の氏名と写真が確認できる書類の写し
- ・登録開設者が法人の場合 法務局届出の代表者印(丸印)  
登録開設者が個人の場合 登録開設者の印鑑(シャチハタ印不可)
- ・登録予定建築士の印鑑(シャチハタ印不可)